

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 1 3 年政令第 1 2 0 号）が、平成 1 3 年 3 月 3 0 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されますので、貴都道府県内の市町村に対し、下記事項に留意のうえ、条例の改正を速やかに行う等今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額するとともに、市町村が同基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

(1) 退職報償金支払額の引上げ

非常勤消防団員退職報償金の支払額を次のように引き上げたこと。（第 3 条及び別表）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5 ~ 10	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~
団 長	1 8 1	2 8 6	4 0 1	5 3 6	7 2 1	9 2 1
副 団 長	1 7 1	2 7 1	3 7 1	4 7 6	6 5 1	8 5 1
分 団 長	1 6 1	2 5 6	3 5 1	4 5 1	6 0 1	7 9 1
副 分 団 長	1 5 6	2 4 1	3 2 6	4 1 6	5 6 6	7 5 1
部 長 ・ 班 長	1 4 6	2 2 1	2 9 6	3 7 6	5 0 6	6 7 6
団 員	1 3 6	2 0 6	2 7 6	3 5 1	4 6 1	6 3 1

(2) 掛金の額の引上げ

市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を団員 1 人当たり 1 6 , 2 1 0 円に引き上げたこと。（第 4 条第 3 項）

### 3 適用関係

- (1) 改正後の掛金の額については、平成13年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成12年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項）
- (2) 改正後の消防団員退職報償金支払額表については、平成13年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第3項）
- (3) 平成13年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。（改正政令附則第4項）